

令和8年度 沖縄市奨学生募集要項

令和8年度より、奨学金の申請手続きがより便利でスピーディーになりました。

スマートフォンやパソコンから申請できる「**Logo (ロゴ) フォーム**」と、マイナンバーカードを使って本人確認・認証・署名ができるアプリ「**xID (クロスアイディー)**」を導入します。

申請にあたって、「マイナンバーカード」と「NFC対応スマートフォン」、「xIDアプリのインストール」が必要です。本申請の通知(選定結果等)はすべてこのアプリを通じて行います。

※インターネット環境がない等の理由で電子申請が困難な方は、ご連絡ください。

1.目的

意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な市民に対し、奨学金を給付することで高等教育進学を確保することにより、優秀な人材を育成することを目的とする。

2.募集人数及び奨学金の内容

(1)募集人数 予算の範囲内で36名程度

(2)奨学金の内容

種類	対象経費	給付額
入学支度金	入学金及び施設整備費に該当する経費 ※入学手続きに際して大学等に納めるもの	300,000円以内

3.奨学生の要件

大学等(注1)へ進学する次の各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 高等学校等(注2)に在籍し、令和9年3月末までに卒業見込みの者(高等専門学校に限っては、令和9年3月末までに3年次修了見込みの者)又は高等学校卒業程度認定試験に合格後1年以内の者で大学等に入学していない者
- (2) 意欲のある者
- (3) 経済的理由により大学等に入学が困難であると認められる者(注3)
- (4) 申請時点において、本市に1年以上継続して住民登録がある者
- (5) 奨学生候補者として、過去に当該申請をしたことのない者

注1「大学等」について

- ① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業能力開発大学校
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学の学部、短期大学の学科及び専修学校の専門課程

注2「高等学校等」について

- ① 高等学校(専攻科及び別科を除く)

- ② 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）
- ③ 特別支援学校の高等部
- ④ 専修学校の高等課程
- ⑤ 高等専門学校（専攻科を除く）

注3 「経済的理由により大学等に入学することが困難と認められる者」について

- ① 生活保護受給世帯に属する者
- ② 児童扶養手当受給世帯に属する者
- ③ 同一生計内で所得がある者が、市民税の非課税である者 （同一生計内全員）
- ④ 同一生計内で所得がある者が、病気やケガ等により前年度より著しく所得が減った者

4.奨学生認定申請

奨学生の認定を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

●Logo フォームにて申請・提出

- (1) 奨学生候補者認定申請書（様式第1号）※Logo フォームにて申請
- (2) 入学金及び施設整備費の金額が分かる書類（大学等の名称が確認できる書類）

●教育総務課に直接提出

- (3) 高等学校等における第1学年から申請時までの成績又は

高等学校卒業程度認定試験の成績を証明する書類 ※学校へ依頼

- (4) 住民票謄本又はその写し（続柄・住民年月日の記載があるもの）

●沖縄市教育委員会が所得課税証明書の提供を受けることを同意される方は提出不要

- (5) 所得課税証明書又はその写し（令和7年分の記載があるもので満16歳以上の全員分のもの）
（生計を一つにする市外在住の方がいる場合、別途提出）

《申請書類の準備、提出に当たっての注意事項》

※申請は原則 Logo フォーム（電子申請）で行うこと。

※Logo フォーム（電子申請）へは本要項4ページのQRコード又は沖縄市ホームページ（教育委員会教育総務課）からアクセス可能。

※(3)については、（令和8年4月以降）在籍する高等学校等で作成してもらい、厳封したものを提出すること。

※各証明書類は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものとする。

※世帯の状況を確認するため、他に証明書等の提出を求める場合がある。

5.申請期間及び申請方法

- (1) 申請期間：令和8年6月1日(月)～令和9年2月26日(金)

申請期限：第1回 令和8年 8月7日(金)

第2回 令和8年10月30日(金)

※第2回目の申請期限以降は随時受付とする。

(2) 申請方法

原則 Logo フォーム (電子申請)

※沖縄市ホームページ (教育委員会教育総務課) からアクセス可能。

6.奨学生候補者・奨学生補欠候補者 (注4) 選定

(1) 奨学生の認定申請をした者のうち書類審査を経て面接審査を行う。

※面接の場所や日時等は面接の対象者に x ID アプリで通知する。

(2) 奨学生候補者・奨学生補欠候補者を奨学生選定委員会で選定する。

(3) 申請者へ選定結果を x ID アプリにて通知する

※注4…「奨学生補欠候補者」とは、奨学生候補者及び奨学生に欠員が生じた場合において、奨学生候補者とすることができる者。

7.奨学生の認定及び奨学金の給付

奨学生候補者が大学等に合格した後、必要書類を提出。入学資格を取得したことを確認後、奨学生として認定し、奨学金を給付する。

8.資格保持期間について

(1) 奨学生候補者の資格保持期間 (給付申請の期限) は、令和9年3月31日 (水) までとする。

(2) 奨学生補欠候補者の資格保持期間(奨学生候補者となることのできる期限)は、令和9年3月24日 (水) までとする。

9.奨学金給付までの流れ

①事前準備 (マイナンバーカードの用意、x IDアプリのインストール)

↓

②奨学生認定申請書類の提出 (Logo フォーム (電子申請))

↓

③1次審査 (書類審査)

《1回目》

《2回目》

[8月中旬]

[11月上旬]

↓※通過者

④2次審査 (面接審査)

[9月上旬]

[11月下旬]

↓※通過者

⑤奨学生候補者・奨学生補欠候補者に認定

[9月下旬]

[12月上旬]



⑥大学等へ合格後、奨学金を申請



⑦奨学金を給付

10.お問い合わせ先

沖縄市教育委員会 教育総務課（沖縄市役所7階）

住所：沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-934-0044

11.申請フォーム

